

令和 5 年度(繰)第 3 号

事業名 : 社会資本整備総合交付金事業

工事名 : 桔梗が丘第1処理分区管渠詳細設計業務委託 (その3)

仕 様 書

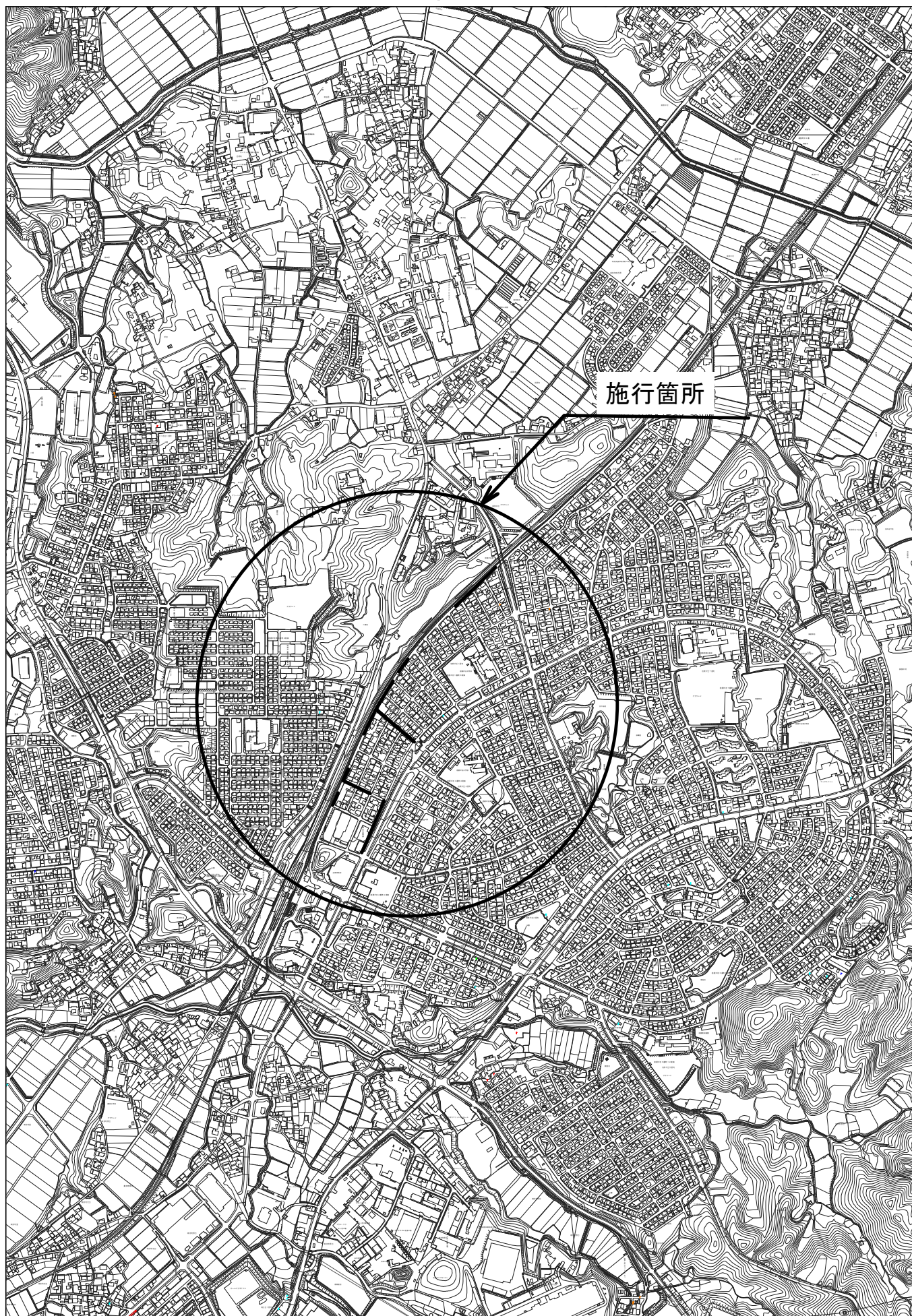
事業主体 名張市

施行主体 名張市

設 計 概 要 書			
施行場所	名張市 桔梗が丘1番町 地内		
設計金額	一 金 円		
	(内消費税 円)		
工期	日間		
	(令和7年1月31日 迄)		
事業量	路線延長 L=890. 6m		
工事の概要（摘要）			
管渠詳細設計（布設替え工法） 890. 6m			
路線測量 762. 9m			
地質調査（機械ボーリング） 一式			
地質調査（試験・解析） 一式			

1:15000

位置図



名張市上下水道部

0 100 200 300 400 500m

この地図は配管の概略を表示したものです。
計画等にあたっては現地での確認調査が
必要です。

下水管渠実施設計業務委託標準仕様書

第1章 総 則

1. 1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受注者は、「別記 個人情報の取扱いに関する特記事項」並びに「情報セキュリティに関する特記仕様書」の定めを遵守し、業務に従事しなければならない。

1. 7 公益確保

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いよう努めなければならない。

1. 8 許可申請

受注者は、業務に必要な許可申請（占用許可・道路使用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1. 9 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、名張市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者等通知書 (ニ) 職務分担表 (ホ) 完了届

(ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等 (チ) その他監督員が特に指示した書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

1. 10 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士（下水道）、RCCM資格保有者（下水道）など、発注情報に記載された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

(3) 受注者は業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1. 1 1 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 1 2 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務完了後に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1. 1 3 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出書類一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

1. 1 4 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1. 1 5 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1. 1 6 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない場合は、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2. 1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2. 2 現地踏査

- (1) 特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。
- (2) 私有地内を調査、測量、杭打ち等を行う時は、必ず所有者の許可を受けてから行うこと。

2. 3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2. 4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2. 5 試験堀調査

試験堀調査は、地下埋設物の種類・材質・位置・深さ及び構造物等それらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

第3章 設計一般

3. 1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受注者は監督員と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3. 2 設計基準等

設計に当っては、発注者の指定する図書及び本仕様書第7章準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

3. 3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、監督員と協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。

3. 4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3. 5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3. 6 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3. 7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則（詳細設計）

4. 1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には監督員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S = 1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図（ $S = 1/2,500$ ）は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図（ $S = 1/500$ ）は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、人孔及び立坑の位置・管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管渠の名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図（ $S = 1/50 \sim 1/100$ ）は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、監督員が指示する場合に平面及び断面図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図（ $S = \text{縦}1/100$ 、 $\text{横}1/500$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図（ $S = 1/50 \sim 1/100$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横断位置の名称等を記入する。

(7) 構造図

構造図（ $S = 1/10 \sim 1/100$ ）は次の要領で記入する。

発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊の布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状のマンホール及び柵等特に構造図を必要とし、監督員が指示するもの。

(8) 仮設図

仮設図（ $S = 1/10 \sim 1/100$ ）は次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床掘高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

4. 2 各種計算

管種、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法の計算に当たっては、発注者と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

4. 3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

4. 4 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第5章 照 査

5. 1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5. 2 照査の体制

受注者は遺漏なき審査を実施するため、照査技術者を配置しなければならない。なお、照査技術者は、本業務の管理技術者を兼ねることはできない。

5. 3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について審査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（構造計画、仮設計画等をいう。）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出図書

6. 1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6. 2 実施設計関係提出図書（詳細設計）

図 書 名 縮 尺 形状寸法・提出部数

- | | | |
|------------------|-------------------|-----------|
| (1) 位 置 図 | 1/10,000～1/30,000 | 原図1式・陽画2部 |
| (2) 系 統 図 | 1/2,000～1/3,000 | 〃 |
| (3) 施 設 平 面 図 | 1/500 | 〃 |
| (4) 詳 細 平 面 図 | 1/100～1/300 | 〃 |
| (5) 縦 断 面 図 | 縦1/100,横1/500 | 〃 |
| (6) 横 断 面 図 | 1/50～1/100 | 〃 |
| (7) 構 造 図 | 1/10～1/100 | 〃 |
| (8) 仮 設 図 | 1/10～1/100 | 〃 |
| (9) 水 理 計 算 書 | | A4・2部 |
| (10) 構 造 計 算 書 | | A4又はA3・2部 |
| (11) 数 量 計 算 書 | | A4・2部 |
| (12) 報 告 書 | | 〃 |
| (13) 特 記 仕 様 書 | | 〃 |
| (14) 打 合 せ 議 事 録 | | 〃 |
| (15) そ の 他 の 資 料 | | 原稿一式 |

設計に伴って収集・調査した資料及びそのほか申請等に関する資料

第7章 参考図書

7. 1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 名張市下水道構造標準図
- (2) 管渠詳細設計業務委託設計基準(名張市下水道建設室2020年版)
- (3) 下水道施設設計・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (4) 下水道維持管理指針 管路施設編 (〃)
- (5) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (〃)
- (6) 下水道管路施設設計の手引き (〃)
- (7) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (〃)
- (8) 下水道施設耐震計算例管路施設編 (〃)
- (9) 下水道推進工法の指針と解説 (〃)
- (10) 下水道マンホール安全対策の手引き (〃)
- (11) 水理公式集 (土木学会)
- (12) コンクリート標準示方書 (土木学会)
- (13) トンネル標準示方書 (シールド工法編) 同解説 (土木学会)
- (14) 〃 (山岳工法編) 〃 (〃)
- (15) 〃 (開削工法編) 〃 (〃)
- (16) 道路技術通知集 (国土交通省)
- (17) 道路構造令の解説と運用 (日本道路協会)
- (18) 道路土工-仮設構造物工指針 (〃)
- (19) 道路土工-擁壁工指針 (〃)
- (20) 道路土工-カルバート工指針 (〃)
- (21) 共同溝指針 (〃)
- (22) 道路橋示方書・同解説 (〃)
- (23) 水門鉄管技術基準 (水門鉄管協会)
- (24) 建設省河川砂防技術基準(案)同解説 (日本河川協会)
- (25) 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会)
- (26) 下水道管路施設改築・修繕に関する設計委託業務標準歩掛り(案) (管路診断コンサルタント協会)
- (27) 下水道管路管理積算資料 (日本下水道管路管理業協会)
- (28) 管きよの改築及び修繕に関する設計・施工の手引き(案) (〃)
- (29) マンホールの改築及び修繕に関する設計・施工の手引き(案) (〃)
- (30) 下水管きよ改築等の工法選定手引き(案) (日本下水道協会)
- (31) 次世代型マンホールふたおよび上部壁技術マニュアル (下水道新技術推進機構)

第8章 測量業務

8. 1 標準仕様書の適用

業務は、「三重県業務委託共通仕様書-測量業務共通仕様書」に従い施行しなければならない。

第9章 地質・土質調査業務

9. 1 標準仕様書の適用

業務は、「三重県業務委託共通仕様書-地質・土質調査業務共通仕様書」に従い施行しなければならない。

第10章 試掘調査業務

10. 1 標準仕様書の適用

業務は、「三重県公共工事共通仕様書」に従い施行しなければならない。

下水道管渠実施設計業務委託特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「下水管渠実施設計業務委託標準仕様書」の第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書及び三重県業務委託共通仕様書（令和3年11月）による。

2. 業務の対象

- (1) 名称：桔梗が丘第1処理分区管渠詳細設計業務委託（その3）
- (2) 位置：名張市桔梗が丘1番町
- (3) 設計条件項目：別紙設計条件項目表（参考）による

3. 管渠詳細設計業務

公共汚水ますについては、受託者において宅地内測量等を実施し、公共ますの材質・深さ・大きさを記録すること。また、取付管の補修工法については、名張市で施行するTVカメラ調査の結果を基に、計画を策定すること。

受託者は作業における必要人数を発注者と事前協議し配置すること。

4. 測量業務

現況測量については、一部名張市が提供する地形図もあるため、測量が必要な箇所を発注者と事前協議を行い、測量箇所、面積を明らかにする図書を発注者へ提出すること。

基準点、仮BMは1箇所毎に写真、位置図、データをまとめること。

5. ボーリング調査

ボーリング調査は、工法決定などの設計資料として重要なデータを得るための調査であることから、調査場所、調査時期については充分検討すること。また、調査には道路占用、道路使用許可、あるいは民地で行う場合、地権者の了解等を得るなど、日数を要することが予想されることから、調査計画は早期に立案し、監督員と協議を行うこと。

6. 積算資料

工程表等、積算資料の作成については、発注者が示す条件を確認して行うこと。

7. 成果品

- (1) 成果品については、A4判チューブファイルに整理し、ジョイント金具付ダンボールキャビネット（A4判用 D=600mm）に収納して2部納品すること。
- (2) 提出図面は、名張市が示す種類を工区毎に、一連でまとめること。
- (3) 数量計算書、設計図面は工区毎に平易なファイル名をつけ、名張市が指定する種類の電子データを成果品に合わせて提出すること。
- (4) その他、提出すべき成果及びそのまとめ方については、発注者と協議し決定すること。

情報セキュリティ遵守特記事項

(趣旨)

第1条 この情報セキュリティ遵守特記事項（以下「特記事項」という。）は、契約約款の特記条項として、名張市の情報資産を取り扱う業務、ネットワーク、情報システムの開発及び保守又はデータ処理その他情報処理に係る業務（以下「情報処理業務」という。）の契約に関する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第517号。以下「個人情報保護法」という。）第2条に規定する個人情報をいう。

(2) 特定個人情報

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(3) 第1号及び前号以外の秘密等に係る情報

法令の規定により秘密を守る義務を課されている情報、部外に知られることが適当でない法人その他の団体に関する情報及び部外に漏れた場合に行政の信頼を著しく害するおそれのある情報をいう。

(4) 重要情報

第1号から前号までに規定する情報及び名張市（以下「発注者」という。）が指定する情報をいう。

(5) 情報

重要情報及び重要情報以外の情報をいう。

(基本的事項)

第3条 この契約により発注者から業務を受託し情報を取り扱う者（以下「受注者」という。）は、個人情報保護法、番号法、名張市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成16年規程第10号。市長部局を除く機関の場合は、それぞれの機関が定めた同様のものに読み替えて適用するものとする。）及び名張市情報セキュリティポリシーその他関係法令を遵守し、この契約による業務（以下「委託業務」という。）を通じて知り得た情報の保護の重要性を認識し、委託業務を履行するために必要な情報の取扱いにあたっては、発注者の業務に支障が生じることがないように、適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、委託業務を通じて知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

3 受注者は、委託業務を履行するにあたって、情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理体制の整備等)

第4条 受注者は、情報の適正な管理を実施する者として総括責任者を選定して管理組織を整備するとともに、前条第3項の措置に係る管理規程又は情報の具体的な取扱い内容を規定しなければならない。

2 受注者は、前項に定める管理体制を書面により速やかに発注者に通知しなければならない。管理体制を変更するときも同様とする。

3 受注者は、情報処理業務を行う場所及び情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所において、入退室の規制及び防災防犯対策その他必要な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5条 受注者は、受注者の総括責任者に、受注者の従業員その他委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対し、委託業務を通じて知り得た重要情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、並びに委託業務に関する重要情報を安全に管理するよう、必要かつ適切な監督を行わせなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(教育の実施)

第6条 受注者は、受注者の総括責任者及び従事者に対し、委託業務に関する情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容及び民事上の責任その他委託業務の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(作業場所及び従事者の届出)

第7条 受注者は、委託業務に関する仕様書において委託業務の履行に係る作業場所が定められていない場合、当該作業場所を書面により速やかに発注者に届け出なければならない。作業場所を変更するときも同様とする。

2 受注者は、委託業務を履行するにあたって、作業場所ごとに従事者の所属（特定個人情報を取り扱う場合は従事者の氏名及び役職も必要）その他必要な事項を書面により速やかに発注者に届け出なければならない。従事者を変更するときも同様とする。

(収集の制限)

第8条 受注者は、委託業務を履行するにあたって情報を収集するときは、委託業務を履行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 受注者は、委託業務を履行するにあたって発注者から貸与された重要情報が記載又は記録された文書及び資料その他ファイル等を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(重要情報の管理)

第11条 受注者は、委託業務に関する重要情報を安全に管理するため、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 重要情報を作業場所以外に持ち出さないこと。やむを得ず持ち出さなければならないときは、発注者の承諾を得たうえで、持ち出しの状況に関する記録を作成し、確実に保管すること。
- (2) 重要情報が記載された文書が第三者の利用に供されることのないよう施錠管理すること。また、重要情報が格納された電子計算機又は電磁的記録媒体が第三者の利用に供されることのないよう、記憶領域の暗号化又はファイルへのパスワード設定を施したうえで施錠管理すること。
- (3) 重要情報の格納又は処理を行うにあたって、個人のパーソナルコンピュータ等の電子計算機又は電磁的記録媒体を使用しないこと。
- (4) 重要情報を処理する電子計算機について、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のウイルス定義ファイルへの更新を行うこと。

(再委託先の監督等)

第12条 受注者は、委託業務を遂行するために得た重要情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、発注者の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により重要情報を取り扱う業務を第三者に委託（請

負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。)する場合、当該再委託を受ける者(以下「再委託先」という。)に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 3 受注者は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、受注者と再委託先との契約(以下「再委託契約」という。)の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。
- 4 受注者は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他発注者が指示する事項を規定するとともに、再委託先に対する必要かつ適切な監督、重要情報に関する適正な管理及び情報セキュリティ対策について、具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、発注者の求めに応じて、履行の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。
- 6 受注者は、再委託先に対し、発注者の書面による事前の承諾なくして、重要情報をさらなる委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。)により第三者(以下「再々委託先」という。)に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
- 7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による発注者の承諾を得て重要情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

(提供文書等の返還及び廃棄等)

第13条 受注者は、委託業務を履行するにあたって発注者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した重要情報が記載又は記録された文書及びファイル等を善良な管理者の注意をもって管理し、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、重要情報が記録されたファイル又はファイルが格納された電磁的記録媒体の廃棄等を発注者が指示した場合、受注者は、電磁的記録媒体からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。また、発注者は、職員による立ち会い又は証拠書面の提出により当該措置の履行確認を確実に行わなければならない。

- 3 第1項の場合において、受注者が受注者の電子計算機を使用して重要情報を処理し、同項ただし書の規定により当該電子計算機に格納された当該重要情報の消去を発注者が指示した場合、受注者は、当該電子計算機からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。また、発注者は、職員による立ち会い又は証拠書面の提出により当該措置の履行確認を確実に行わなければならない。

(報告及び検査)

第14条 発注者は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、受注者に対し、委託業務に関する情報の管理状況及び情報セキュリティ対策の実施状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務である情報処理業務を行う場所及び情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

- 3 受注者は、発注者から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(事故発生時等における報告等)

第15条 受注者は、発注者の提供した情報並びに受注者、再委託先又は再々委託先が委託業務の履行のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、紛失、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の情報セキュリティ事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知

ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の場合において、次の各号に定める事項を行わなければならない。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。
- (2) 発注者の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。
- (3) 発注者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。
- (4) 発注者の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。

3 受注者は、第1項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対してこの契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 委託業務を履行するために受注者、再委託先又は再々委託先が取り扱う重要情報について、受注者、再委託先又は再々委託先の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損又は改ざんがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

業務数量総括表

		業務名	桔梗が丘第1処理分区分渠詳細設計業務委託（その3）	当初	業 種		測量業務	
					項 目	応用測量		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
応用測量				式		1		
路線測量				式		1		
路線測量				式		1		
作業計画				業務		1		
現地踏査			交通量による変化率0～1000台未満／1 2時間 「 0.0」	km		0.763		
仮BM設置測量			交通量による変化率0～1000台未満／1 2時間 「 0.0」	km		0.763		
縦断測量			交通量による変化率0～1000台未満／1 2時間 「 0.0」	km		0.763		
共通				式		1		

業務数量総括表

		業務名	桔梗が丘第1処理分区分渠詳細設計業務委託（その3）	当初	業 種	測量業務		
					項 目	共通		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
共通				式		1		
打合せ等				式		1		
打合せ				業務		1		
直接経費				式		1		
直接経費				式		1		
安全費				式		1		
安全費				式		1		
電子成果品作成費				式		1		

業務数量総括表

		業務名	桔梗が丘第1処理分区分渠詳細設計業務委託（その3）	当初	業 種		測量業務	
					項 目	直接経費		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
電子成果品作成費（測量）				式		1		
直接測量費				式		1		
間接測量費				式		1		
諸経費				式		1		
測量業務価格				式		1		
一般調査				式		1		
直接調査費				式		1		
機械ボーリング				式		1		

業務数量総括表

		業務名	桔梗が丘第1処理分区分渠詳細設計業務委託（その3）	当初	業 種	地質調査業務（一般調査）
					項 目	一般調査
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	地質粘性土・シルト;せん孔深度50m以下「1.00」;せん孔方向鉛直下方「1.00」;孔径φ66mm			4		
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	地質砂・砂質土;せん孔深度50m以下「1.00」;せん孔方向鉛直下方「1.00」;孔径φ66mm			3		
土質ボーリング（ノンコアボーリング）	地質礫混じり土砂;せん孔深度50m以下「1.00」;せん孔方向鉛直下方「1.00」;孔径φ66mm			3		
土粒子の密度試験	1試料につき3個	試料		1		
土の含水比試験	1試料につき3個	試料		1		
土の粒度試験（1）	粘性土	試料		1		
土の粒度試験（2）	砂、砂質土、試料0.5kg未満	試料		1		
コーン指数調査	JIS A 1228 突き固め25回	試料		1		

業務数量総括表

		業務名	桔梗が丘第1処理分区分渠詳細設計業務委託（その3）	当初	業 種	地質調査業務（一般調査）
					項 目	一般調査
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
サウンディング及び原位置試験		式		1		
標準貫入試験	地質粘性土・シルト	回		4		
標準貫入試験	地質砂・砂質土	回		3		
標準貫入試験	地質礫混じり土砂	回		3		
現場透水試験	ケーシング法 GL-10m以内	回		1		
総合解析		式		1		
解析等調査	土質ボーリング本数1本	式		1		
検定費等		式		1		

業務数量総括表

		業務名	桔梗が丘第1処理分区分渠詳細設計業務委託（その3）	当初	業 種	地質調査業務（一般調査）
					項 目	一般調査
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
検定費等		本		1		
間接調査費		式		1		
準備費		式		1		
準備及び跡片付け		式		1		
調査孔閉塞		式		1		
仮設費		式		1		
足場仮設		式		1		
安全費		式		1		

業務数量総括表

		業務名	桔梗が丘第1処理分区分渠詳細設計業務委託（その3）	当初	業 種	地質調査業務（一般調査）
					項 目	一般調査
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
環境保全（仮囲い）		式		1		
交通誘導警備A		人		3		
交通誘導警備B		人		3		
純調査費		式		1		
間接費		式		1		
諸経費		式		1		
一般調査業務価格		式		1		
下水道施設設計業務委託		式		1		

業務数量総括表

		業務名	桔梗が丘第1処理分区分渠詳細設計業務委託（その3）	当初	業 種	下水道設計業務
					項 目	下水道施設設計業務委託
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
管路施設		式		1		
管路施設実施設計（改築・詳細）：布設替え工法		式		1		
布設替え工法（開削・内径1200mm未満）規格		式		1		
管路施設実施設計：報告書作成・設計協議		式		1		
管路施設実施設計：報告書作成	規格	式		1		
管路施設実施設計：設計協議	規格	式		1		
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		

業務数量総括表

		業務名	桔梗が丘第1処理分区分渠詳細設計業務委託（その3）	当初	業 種		下水道設計業務	
					項 目	直接経費		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
電子成果品作成費				式		1		
電子成果品作成費				式		1		
直接原価				式		1		
その他原価				式		1		
業務原価				式		1		
一般管理費等				式		1		
設計業務価格				式		1		
業務価格				式		1		

業務数量総括表

		業務名	桔梗が丘第1処理分区分渠詳細設計業務委託（その3）	当初	業 種	消費税相当額		
					項 目	消費税相当額		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
消費税相当額				式		1		
業務費計				式		1		